

福岡地方裁判所委員会（第37回）議事概要

1 開催日時

平成26年7月7日（月）午後1時30分から午後3時00分まで

2 場所

福岡地方裁判所小会議室

3 出席者

（委員）

川口宰護委員長，瓦林達比古副委員長，青峰万里子委員，北野彰委員，野田部哲也委員，長谷川彰委員，樋口公一委員，藤尾順司委員，宮崎優介委員，村山由香里委員，山之内紀行委員，結城剛行委員，吉本圭一委員（委員は五十音順）

（福岡地方裁判所）

町田政弘事務局長，橋邊隆司民事首席書記官，松岡俊二刑事首席書記官

（福岡簡易裁判所）

森淳一郎裁判官，植田賢二裁判官，山田美佐訟廷副管理官

（庶務：福岡地方裁判所事務局総務課）

古賀元成総務課長，寺島秀樹総務課課長補佐

4 議事（□：委員長，△：副委員長，○：学識経験者委員，◎：法曹委員，◇：裁判所）

(1) 「簡易裁判所における民事調停について」

（森淳一郎裁判官及び山田美佐訟廷副管理官から，簡易裁判所における民事調停について説明し，実際に調停室等を見学した後に，意見交換を行った。）

○ 先ほど説明があった民事調停法17条による決定（調停に代わる決定。以下「17条決定」という。）に対して異議申立てがあると，訴訟に移行するのでしょうか。

□ 17条決定は，訴訟に移行させるためのものではありません。あくまでも，調停手続を終局させるための1つの手段であり，異議申立てがあれば，その決定の効力は失われることとなります。

◇ 実際の調停手続の場面では、調停委員会で当事者の言い分をしっかりと聞いて説得等を試みるようにしていますので、最初から話し合いに応じない場合は不成立になりますが、それ以外のほとんどの事件は成立しているのが実情です。そのような中、17条決定は、あと少しで成立するところまで話が煮詰まっているものの、当事者間で若干の折り合いが付かず、裁判所の方からあと一押しすれば合意に導くことができるような場合に利用されていますので、同決定を行うケースは少ないです。

○ 調停手続は、相手方が欠席の場合には始めることができないのでしょうか。

◇ 相手方が欠席した場合、調停期日は開きますが、相手方に出頭の意欲確認を試みても出頭の見込みがなければ、調停は不成立として終了し、出頭の見込みがあれば、次回期日を指定して調停を続けるようにしています。したがって、原則的には、両方の当事者が出頭したところで調停手続を進行させることとなります。

○ 医療過誤の事件や交通事故の事件など、事件の内容によって調停手続の種類が分かれているのでしょうか。

◇ 民事調停法により、調停手続は、①宅地建物調停（宅地又は建物の賃借その他の利用関係の紛争に関するもの）、②農事調停（農地又は農業経営に付随する土地、建物その他の農業用資産の賃借その他の利用関係の紛争に関するもの）、③商事調停（紛争の内容が商法や会社法の適用を受けるもの）、④鉦害調停（鉦業法に定める鉦害の賠償の紛争に関するもの）、⑤交通調停（自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償の紛争に関するもの）及び⑥公害等調停（公害又は日照、通風等の生活上の利益の侵害により生じる被害に係る紛争に関するもの）の6種類があり、この6種類に当てはまらないものを一般調停として取り扱うこととなります。物損の交通事故や医療関係の損害賠償、男女間の慰謝料などについては、一般調停として取り扱っています。

○ それらの種類の調停事件について、件数の割合はどうなっていますか。

◇ 一般調停が全体の約60パーセントを占めています。その次に多いのが商事調停で、約30パーセントを占めています。その他、宅地建物調停が約5パーセン

ト、交通調停が約3ないし4パーセントとなっています。

□ 調停手続は、90年もの歴史がある制度ですが、これまで有効に活用されてきたはずであるのに、最近は何かが減少傾向にあります。今後もより多くの方に調停手続を利用してもらうためにはどのようなことを考えていくべきか、皆さんからご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

△ 調停手続の利用が減少している理由の1つに、ADR等の民間による手続の利用が増えたことは上げられないでしょうか。

◎ ADR等の民間による手続がそこまで増えているという訳ではありませんので、これが調停手続の利用を減少させている要因とまでは言えないと思います。

○ 消費生活センターでは、手続の斡旋機関として、調停手続を勧める場合がありますが、いきなり裁判所に行って申立てをする人は少ないという印象です。裁判所は敷居が高い、裁判にはお金がかかるという認識を持っていて、調停という言葉は知っているけれども、二の足を踏んでいる方が多いのではないかと思います。

□ 消費生活センターでは、裁判所での手続相談には費用がかからないという話はされるのでしょうか。

○ はい、その話はしますが、その説明を受けた人が実際に裁判所に行ったかどうかは分かりません。

◎ 私が思うに、調停手続は、対象が幅広く、どのような事案でも利用できるけれども、訴訟などの他の手続と比べて、これといった特徴がないという印象を持っています。私が弁護士として事件を受けたときは、いきなり訴訟を起こしたら相手方が感情的になったりするので、一度、相手方に対し、こちら側が話し合うつもりがあるという意思を明確に伝えたいときなどに調停手続を利用するようにしていました。最近、調停手続を利用してみたのですが、これまでよりもだいぶ早く解決ができるようになっていましたので、そのような最近の調停手続の特徴を、利用する側の弁護士や司法書士が知っておく必要があるのではないかと思います。

- ◎ 調停手続は、第1回期日までに1か月くらいかかるということで、急ぐ事件では使えないという印象を持っています。ADRでは、だいたい2週間以内に期日を入れるように運用されていますので、調停手続を利用する側の立場からですが、調停期日の平日の運用を、例えば、週に1回は夕方にも指定するというようにできれば、もっと早期に期日を入れることができるのではないかと思います。
- ◇ 裁判所としても、できるだけ早く期日を入れるようにしているところです。最近では、申立てから3ないし4週間以内に期日を入れるようにしています。
- ◎ 昔のイメージで言うと、調停手続は、調停委員の方である程度話をまとめて、最後に、成立の段階で裁判官が関与するという印象でしたが、最近の調停手続は、裁判官が毎回、途中の期日も含めて関与するようになっていて、そこで、心証などもそれなりに開示されているようです。両方の当事者が出頭し、証拠もそれなりに出し合っている状況にあれば、調停手続は、最終的に17条決定を出して一定の結論を示すことができるという点をアピールすることで、もっと利用が増えるのではないかと思います。
- ◎ 裁判所の広報の視点からも、調停手続では裁判官が毎回関与しているということは、一般の方は知らないのではないかと思います。その点をアピールされてはいかがでしょうか。また、建築関係など専門的な知識を要する事件では、その専門の調停委員を付けて対応されているということもアピールすると良いと思います。現在の調停手続による解決機能は向上していることをしっかりとアピールすることが大事だと考えます。
- ◇ 最近、裁判官として毎回関与するようになって感じているところは、裁判官が関与することにより、両方の当事者が真剣に争っている事案では、成立率は、昨年は約5割でしたが、現在はそれを相当上回る割合で調停が成立しているということです。この点も今後アピールしても良いのではないかと思います。

(2) 次回委員会（第38回）の予定

ア 日時

平成26年11月13日（木）午後3時00分から午後4時30分まで

イ テーマ

「ワーク・ライフ・バランスについて」

以 上